

令和8年度

まんのう町合併浄化槽補助金のご案内

まんのう町では、し尿と生活雑排水を併せて処理する家庭用合併浄化槽を新設する場合に、補助金制度がありますのでご利用ください。ただし、汚水処理未普及解消につながる合併浄化槽の設置が支給条件であるため、既設合併浄化槽の更新及び家屋の建替・増築に伴う既設合併浄化槽の処理能力向上のための入替は、補助の対象外となります。また、現在の住居から別の番地に転居して新築する場合でも、現住居に既設の合併浄化槽があれば補助の対象外となります。この場合、住居を売却しても既設の合併浄化槽を撤去しても合併浄化槽の更新に該当するので、補助の対象にはなりません。また、合併浄化槽の補助は、一つの地番に一基までです。

●申請に必要な書類は、町ホームページからダウンロードしてください。

●様式や手続については、年度の途中で改正される場合があります。最新の情報については、町ホームページでご確認ください。

◇ 対象となる方（次の全てに該当する必要があります。）

- ① 町内の専用住宅（小規模店舗などを併設した住宅を含む。）に合併浄化槽を設置する個人で、町内在住者若しくは町内在住予定者の方。ただし、販売及び賃借を目的とする専用住宅に設置する者は除く。
- ② 町税の滞納がない方（町税完納証明書は、交付申請書に添付して提出してください。まんのう町外から転入してくる場合は、町税完納証明書を提出する必要はありません。）
- ③ 汚水処理未普及解消につながる合併浄化槽の設置であること。
- ④ 完了実績報告書提出時には、設置場所に住民票を異動し、使用者が申請者であることが確認できること。
- ⑤ 暴力団員等でないこと（まんのう町合併浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第4条第2項各号のいずれにも該当しないこと）

◇ 対象区域

下水道及び農業集落排水の事業認可区域外

◇ 補助金額

住宅の延べ面積	槽の大きさ	補助限度額
延べ面積 \leq 140（平方メートル）	5人槽	450,000円
140（平方メートル） $<$ 延べ面積	7人槽	650,000円
2世帯住宅	10人槽	850,000円

※香川県では、地域の実情（平均延べ面積や世帯人員）を考慮し、住宅の延べ面積が140平方メートル以下であれば5人槽としています。

◇ 浄化槽設置者講習会

浄化槽設置者講習会は、浄化槽に対する正しい知識を習得し、適正な維持管理に役立てていただくために香

川県浄化槽協会が実施しています。合併浄化槽を設置される方を受講対象としており、補助金を受けるための必須要件となっていますので、必ず受講してください。補助金交付決定後に受講申込をし、「修了証」の写しを実績報告書に添付して提出してください。

◇ 事業の完了期限

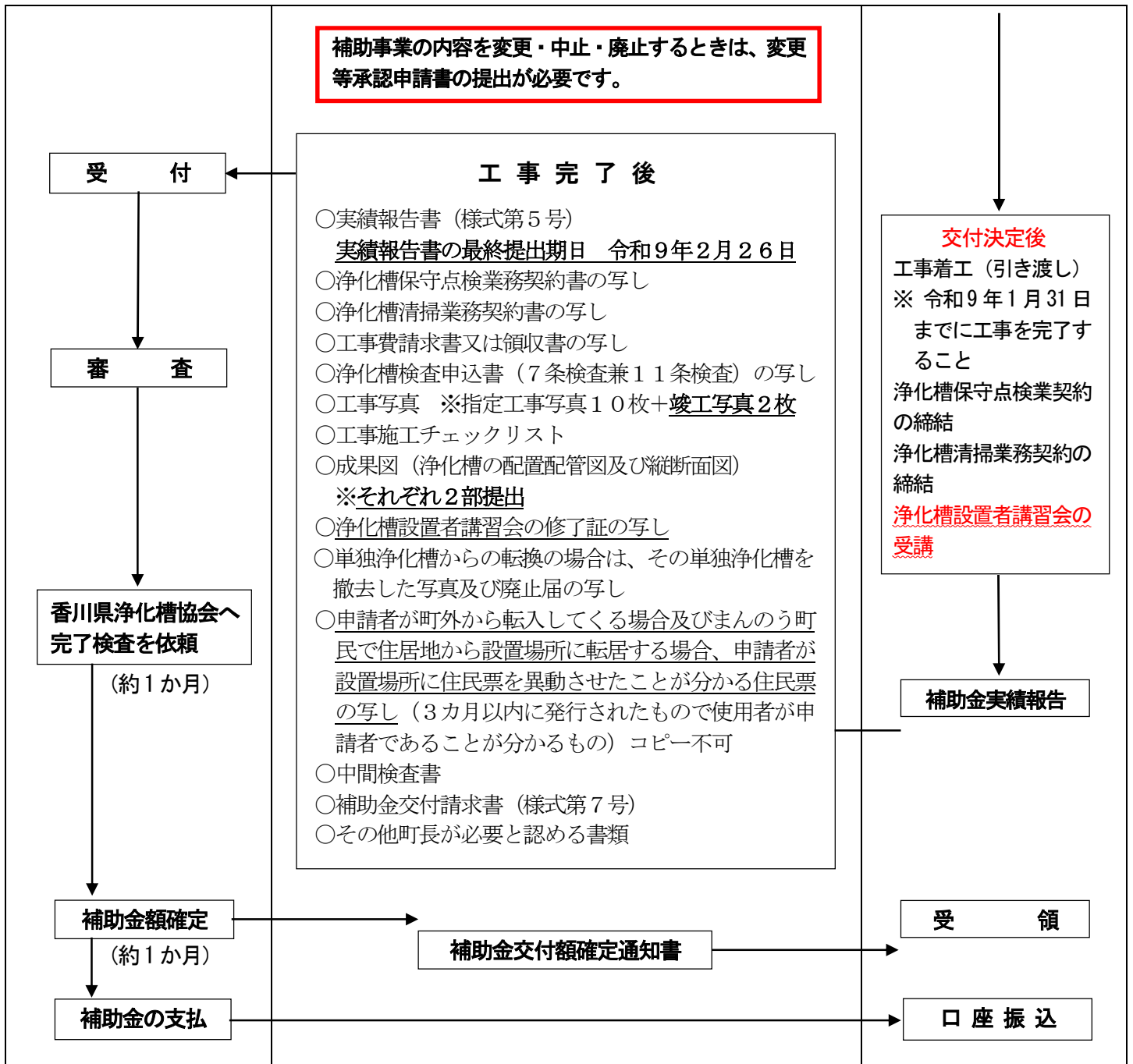
- ① 補助対象者は、令和9年1月31日までに補助事業を完了しなければなりません。
- ② 補助対象者は、上記期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けなければなりません。

◇ 実績報告書の提出期限（設置後、速やかに提出してください。）

補助対象者は、補助事業の完了後1ヶ月以内又は当該年度の2月26日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。

◇ 手続きの流れ





◇ 注意事項

- ① 提出書類に不備がある場合、受付はできません。
- ② 補助金の交付申請は、必ず工事着工前に行ってください。交付申請をする前に浄化槽を設置した場合には、補助金は受けられません。
- ③ 工事の着手は、交付決定後としてください。
- ④ 農地に合併浄化槽は設置できません。農地転用の手続きが必要となります。設置個所の地目が宅地に限り、補助の対象となります。
- ⑤ 検査に不合格となった場合、補助金の交付はありません。

◇ 提出・問い合わせ先

〒766-8503 まんのう町吉野下430番地
まんのう町役場 住民生活課
電話：0877-73-0123(直通)